

令和 7 年度 10 月計画相談支援事業所連絡会議事録

日 時：令和 7 年 10 月 1 日（水）15：30～17：00

場 所：今治市総合福祉センター（愛らんど今治）2F 多目的利用室

出席者：今ねっと、ときめき、ぽぴー、アゼリア、ここから、栄光、ぴよぴよ、Any、とわ、障がい者生活支援センター、今治市障がい福祉課、基幹

記 録：基幹相談支援センター

1.セルフプラン導入に関する意見交換

グループワーク①

「相談支援専門員が関わるケースでセルフの導入が必要と思われるケース、セルフプランでやるのが望ましいと思ったケースについて」

1 グループ

●（児について）

- ・普通学級になった小中学生

（保護者が普通学級への入級を強く希望している方。知的に問題がない児童で支援学級から普通学級に変更になり、放課後等デイサービスの利用に特に問題のない方。支援学級から普通学級に変更になった場合でも、放課後等デイサービスの支給量を見直す仕組みがない。）

- ・モニタリングなどで事業所から放課後等デイサービスの卒業についての提案がある児童
- ・病院受診がない児童
- ・利用の状況が特に変わらない児童（保護者も変わらないと言っている児童）
- ・担当者会を希望しないケース

（事業所と本人、保護者の信頼関係ができていて、事業所と併用している幼稚園、保育所の間で連携が取れているなど）

- ・児童発達支援センターの毎日通所の児童
- ・「自分でやります」というケース

●（者について）

- ・施設入所している方
- ・就労 A などを利用しており、一般就労手前と言う方
（自分で考える力があり、事業所との話し合いで決めていくことができる方）
- ・通院等介助のみ利用している方
- ・他者と話すのが苦手な方

●（その他意見）

・セルフプランの目的を考える。相談員の負担軽減のためではなく、導入することで本人の利益になることもある。

・モデルプランを作り、ケースや児童の状態によって標準の支給量をきめると、保護者も計画が作成しやすいのではないか。

- ・支給量を決めてほしい。放課後等デイサービスが特性がない不登校の子どもの居場所になっている。
- ・「2 歳で言葉が出ないので児発の利用を」「5 歳児健診で特性が見られるので児発の利用を」とつなが

ってくるケースが増えた。すぐに児発の利用を決めるのではなく、児童発達支援センターやネウボラ課で経過を見て、児発の利用が必要かどうか見極めてほしい。

- ・ひよこ園でセルフプランを利用している児童の切替のタイミングを早くしてほしい。今は卒園前の受給者証の更新時期に相談員をつけることになっているので、2月、3月になる児童もいる。年長になる時などに相談員にひきついでほしい。放課後等デイサービス事業所への引継ぎ期間も必要。重度の児童の受入は特に難しいので調整に時間がかかる。

- ・セルフプランの利用ができる方の条件を決める。(どういことができるようになればセルフプランを利用できるかなど)

- ・子どもが意思決定できる年齢になると、子どもの意思で障害福祉サービスの利用を断ることもある。その場合、困った時の相談先のエコマップのようなものを保護者と作っておくといいのでは。その中の相談先の1つに相談支援専門員が入っていれば、必要時にまた相談することもできる。

2 グループ

- ・本人が直接見学や連絡ができ事業所と本人が連携出来ている方で相談員が見つからずに利用が伸びているのであれば、セルフで対応しても良い。
- ・ハローワークから就労継続支援A型事業所に繋がり、見学や体験が出来ている方。
- ・同行援護のみを利用しケアマネが付いている方（ケアマネの同意がとれた場合）。
- ・本人の能力によるが、同行援護のみの利用で自分のことは自分で出来る方。
- ・就労継続支援A型事業所の利用者はトラブルが多いイメージ（生活面・金銭トラブル）。見極めが必要。
- ・就労継続支援A型事業所の利用者で出勤面が安定している方はセルフプランで良い。
- ・一般就労歴があり、一般就労を目指している方はセルフプランで良い。
- ・就労継続支援B型の利用者でサービス管理責任者と関係性が築けている方。
- ・事業所にもよるが、トラブルがあっても相談員に共有されないことがある。とりあえずにモニタリングを回しているケースは相談員の役割がないのでセルフプランが良い。
- ・短期入所のみの利用者やGHの利用希望はあるが利用されない方、請求ができないケースは、入所してから相談員が付いても良い。それまではセルフプランで対応する。
- ・緊急時にセルフプランであるに対応する機関がどこになるか。緊急性が考えられる場合は区分認定を受けておくセルフプランでも比較的早く対応できるかもしれない。
- ・セルフプランは利用者の見極めが重要である。どこの機関が見極めを行うか。
- ・入所施設の利用者は変化が少ない。施設に支援者がいるのでセルフプランでも良い。地域移行が求められる場合に相談員が付くので良い。
- ・障害福祉サービスの種別でセルフプランを区切ることは難しいと考えられる。
- ・本人がセルフプランを希望している方。人に来てほしくない方や電話に出ない方、事業所名が入った車で自宅に来てほしくない等の要望がある方。
- ・今はAIで書類作成ができる時代。セルフプランや相談支援で活用ができることが期待できる。
- ・セルフプラン担当相談窓口があれば、導入しても良いと思う。
- ・セルフプランの導入をしないのであれば、相談員が見つからない（担当できない）場合の事を考える必要がある。障害福祉サービス利用を待ってもらうことになる。

- ・1回目のプラン作成を相談員が行い、1～2年経過してセルフプランが可能と判断する場合は導入しても良い。
- ・セルフプラン導入には、事業所の理解が必要。
- ・セルフプランの窓口や対応は、基幹や委託が対応できるか。その他の業務が回るか問題がある。

グループワーク②

「セルフプラン以外の負担軽減の方法について」

1 グループ

- ・相談支援専門員経験者に初期相談を受けてもらう。
- ・新規の事業所開設を検討している事業所に相談支援事業所を開設してもらうよう依頼する。
- ・相談支援員の配置を促す。
- ・委託相談の事業所で定期的に相談窓口を開設する。
- ・5歳児健診で特性があると言われ悩む保護者も多い。発達支援センター、ネウボラ政策課で相談を受けてもらったり、児発センター、発達支援センターで児童発達支援の利用が必要かどうか見極めてほしい。
- ・5歳児健診で特性を指摘された児童と保護者が親子で通えるような場所の設置。
- ・検診の時に、児発センターだけでなく、児童発達支援事業所も参加できたら。
- ・いろいろな面を考えると児発事業所の連絡会も必要。
- ・事業所の職員にも相談員の動きを理解してもらう。
- ・児発から放デイに移行する際は卒園を見据えて早めに動く必要がある。早めに動く方が、放デイにスムーズにつながるので、相談員の負担軽減にもなる。

2 グループ

- ・申請の段階で見極めが必要。家事援助等、利用目的をしっかりとる。本当に必要である方が利用できない現状がある。
- ・申請対象者が曖昧である。今治市は基準がない。区分によって利用方法や支給量の基準を作る。
- ・通院等介助、同行援護、移動支援等、事業所に支援方法の説明会が必要。自家用車を出さない、公共交通機関での利用のみ認めるべき。タクシー替わりになっている現状がある。公共交通機関の路線廃止等は別問題である。
- ・認定調査員、新規調整担当、セルフプラン担当を専属にして窓口を一本化する。
- ・最近、利用者から直接相談員に連絡がある。どうしても受けられない時、断ることが心苦しい。相談員の空き状況を把握して、調整役が必要。相談員の新規受付状況を市HPで公開しても良い。また、相談支援事業所一覧の順番を定期的に変更する。上から電話連絡があるケースが多い。
- ・相談支援事業所一覧に得意分野や土日対応、24時間対応等を記入し、利用者に分かりやすくする。
- ・松山市は相談員の負担軽減のため、モニタリングはするが提出はない。署名もいらない。監査時にまとめて確認をしている。
- ・AIを活用し個別支援計画やモニタリングを作成、タブレットでサインを貰い1日で対応できるシステム導入を検討している。
- ・デジタル化を進めてほしい。紙ベースで書類の保管は大変。
- ・事業所の方針もあり、自分たちで工夫していくしかないところはある。

- ・登録制相談員制度を作り、経験のある方に関わってもらおう。

2.その他

- ・10月30日（木）10：15～12：30「高次脳機能障害者・家族交流会」案内
今治市障がい者生活支援センター

○次回

- ・日時 12月11日（木）15：30～17：00
場所 今治市総合福祉センター 2F 多目的利用室

以上